

| | 年齢・性別 家族の有無 | 専門・一般 業務内容 | 処遇(賃金・雇用期間) | 職歴・派遣打ち切りの 経験 | 今の状態・不安の内容 | 問題点 |
|---|----------------|--|---|---|--|--|
| 1 | 35歳・ 男性 | 一般・製造 業務(期間 満了により 終了) 書籍等の 制作・編集 の専門業 務(19号)に 派遣される 予定。 | 不明 | 6年間で2社、製造 業務派遣を経験し ている。いずれも派 遣期間満了に伴い 雇い止めになった。 次は専門業務(書 籍編集業務)に派 遣される予定。 | 本当は正規になりたいが、35歳 になると年齢的に厳しいと感じ る。 製造業派遣は2015年7月31日 で満了になる予定。 その後、書籍等の制作・編集の 業務に派遣される予定だが、新 法のもとだとどうなるか。専門26 業務なので、現行法では派遣期 間にしぼりがなかったが、また3 年後に辞めさせられてしまうの ではないか大変心配である。 せっかく安定した仕事にありつけ ると思っていたが、また3年で雇 い止めになるのは非常に困る。 | * 製造業務派遣の時期 は、3年の派遣期間満了に より派遣打ち切り。不安定 な処遇が続いている。 * 今回の書籍編集は専門 26業務の一つ。 現行法のもとでは派遣期 間に縛りがない。現行法の ままでは、派遣のままでは あるが、3年を超えて今の 現場で働ける可能性がある。 改正法により、人ごとの期 間制限が入れば、一律に3 年後に派遣期間を打ち切 られてしまう。 |
| 2 | 30代・ 男性 | 一般・製造 (工場) | 3ヶ月の有 期。現在ま で1年半更 新中 時給 | 前職を退職後、再 就職先を探している が、見つからない。 3ヶ月の派遣労働を 更新して1年半にな る。 | このまま派遣労働を続けると20 16年1月31日に3年の派遣期 間を迎える予定。2015年中にも し派遣法が改正されてしまうと、 自分は派遣先に直接雇用を申し 込むことができるのか？2016年 2月以降も派遣先で働き続けるこ とができるのか？ | 現行法のもとでは、派遣可 能期間を迎えることになれ ば派遣先に雇用申し込み のみなし制度(派遣法40条 の6)の適用がある。希望 すれば、派遣先に直接雇 用を申し入れられる。 改正法が通ると、派遣期間 制限がなくなるので、直用 の申し入れができなくなる。 さらに、人ごとの期間制限 にかかり、派遣を打ち切ら れてしまう。 |
| 3 | 40歳女 性 | 一般・実際 は秘書(専 門26業 務、秘書検 定2級の有 資格者) | 時給160 0円、2ヶ 月→1ヶ月 →3ヶ月と 更新中 | 2014年7月2ヶ月 (時給1700円) 同年9月3ヶ月契約 2015年2月から 1ヶ月契約 2015年4月雇い 止め 雇い止めを撤回 2015年4月から7 月までの雇用契約 締結 2015年5月8日再 度の雇い止めを通 告 | 雇い止めを再度通告された。雇 用契約はどうなるのか？ 処遇が不満(直用の秘書とは処 遇に月額10数万円の差があ る)。時給の見直しを求めたら、そ れを理由に雇い止めさせられた。 秘書なのに一般業務との契約を させられて時給が低かったので 見直しを求めただけ。 | 秘書業務は恒常的に存在 するので、雇用継続の期待 もあると考えられるうえ、時 給の見直しを求めたことが 原因で雇い止めを通告さ れた経過からすると、雇い 止めは権利の濫用に該当 する可能性が高い。 同種の業務をしていなが ら、派遣契約であるとい うだけでこれほどの賃金の 差があるのは処遇の均衡 を欠く。 改正法が成立すると、専門 業務派遣の派遣料金が値 崩れする可能性がある。 |

| | | | | | | |
|---|--------------------------------|------------------------|--|---|---|---|
| 4 | 男性 実家暮らし・73 歳の父親の介護 中 | 一般・倉庫 業務(仕分け・ピッキング) | 時給950 円・1日8 時間 手取り月 額14~1 5万円 | 昔、グッドウィルで働いていた。半年前から現在の倉庫業務。正社員になりたいが、どこも雇ってくれない。父(73歳)の介護の必要があるが、そのことをいうと正社員の仕事は採用を断られてしまう。 | 父親の介護の必要性があることを伝えると、どこも正社員では雇ってくれない。今、勤務している倉庫業務の仕事は、契約内容がわからない。労働条件を明示してもらえない。「今日休んでくれ」と突然言われる。手取り月額14~15万円で賃金が低い。 | 親の介護をしながらでも働き続けられる「正社員」の仕事がないことが問題。労働時間や配置転換について、法律の規制が必要である。労働条件の明示義務は派遣元にきちんと請求する。 |
| 5 | 61歳女性 | 専門・翻訳・通訳業務(6号) | 求職中 | 育児と両立させるため正社員を辞めざるを得なかった。その後は、派遣で専門業務で、翻訳や通訳の仕事をしてきた。求職中だが、年齢を理由に派遣先が見つからない。 | 翻訳や通訳の仕事はほとんどが派遣である。形式的には年齢不問で派遣元が求人しているが、実際には30歳~40歳台までに対象を絞っている。派遣先が官公庁・日系企業の場合ほとんどの傾向が強い。長く安定した仕事につきたい。 | |
| 6 | 年齢不明・女性 | 一般・事務 | 3ヶ月契約(現在求職中) | 10年以上前から派遣で働いている。平成26年8月から現職場で働いていたところ、セクハラに遭い、その改善を派遣元会社に訴えた。ところが派遣元会社が派遣先企業に相談者の実名を明かしてしまった。週5日勤務を週3日勤務に変更されてしまった。週3日では生活が成り立たないので辞めざるを得なかった。 | 派遣契約の打ち切られた。セクハラに遭い、その改善を派遣元会社に訴えた。派遣元会社が派遣先企業に相談者の実名を明かしてしまった。週5日勤務を週3日勤務に変更されてしまった。週3日では生活が成り立たないので辞めざるを得なかった。 | 派遣労働の問題が如実に表れている。被害者でありながら、職場を追われてしまう。 |
| 7 | 女性 | 一般・事務(私立学校) | 6ヶ月更新で勤務継続中 | 9年前から派遣で現職場に勤務している。今年9月に出産予定。平成28年2月には育休から復帰したいという要望を派遣元に相談したところ、同じ派遣先には戻せないと言われた。 | 今年9月に出産予定。平成28年2月には育休から復帰したいという要望を派遣元に相談したところ、同じ派遣先には戻せないと言われた。直接雇用へ切り替えてもらえる方法はあるのですか？同じ派遣先には戻れないのでしょうか？ | 現行法の派遣期間を超えている。平成27年10月1日には雇用申し込みみなし規定の適用対象となるはず。改正法が成立すると、派遣期間制限が違法ではなくなるため、引き続き派遣労働となる。派遣打ち切りとされてしまう。育児介護休業法上は、育休取得による不利益取扱いは禁止されている。 |

| | | | | | | |
|----|----|---------------------------------------|-------------------------------------|---|--|---|
| 8 | 女性 | 専門・秘書 (7号) | 3ヶ月契約 を更新中 | 15年ほど前から派遣 で働いている。 現職場には平成26 年3月から働いてい る。 | これまでも一般事務をさせられる ことがあった。今後、法改正に なった場合には、他の業務をさせ られることについての歯止めはあ るのでしょうか。 | 現行法では、専門26業務 の労働者に対して、対象業 務とは異なる一般事務をさ せることはできない(付随 業務には制限がある)。 改正法により、専門・一般 の区別がなくなると、専門 業務を担当するとされてい た労働者にも一般事務をさ せることがありえ、労働者 がそれを拒否できなくなる 危険がある。 改正法ではその点の歯止 めはまったく検討されてい ない。 専門業務の労働者の賃金 が値崩れする可能性も高 い。 |
| 9 | 女性 | 一般・事務 | 2ヶ月更新 | 平成27年5月から 2ヶ月更新 | 派遣元会社の対応がよくないの で、2ヶ月契約の契約期間が終 わった時点でやめようかどうか考 えている。ところが、派遣元会 社にそれを相談したところ、派遣元 会社から「次期も更新するから」 「2ヶ月で契約を終わることができ ない」と辞めさせてもらえない。辞 められないのでしょうか。 | 退職の自由はある。 |
| 10 | 男性 | 専門・事務 用機器操 作(5号) (新聞の編 集) | 3年契約 | 平成27年5月から 3年契約 | 正社員になりたい。 しかし、3年の雇用期間が満了し たら、そのあとは有期雇用契約に してほしいと言われている。 派遣と契約社員とはどういう違い があるのか。 派遣法が改正された場合に、3年 後に私は契約更新してもらえるの でしょうか？法改正された場合の デメリットはなにか？ | 専門業務だが、有期雇用と なっているので雇い止めの 可能性がある。 現行法では同一業務に労働者 を雇用する場合に、優先 雇用の可能性がある。 改正法が成立すると、派遣 先は同一業務に永続的に 派遣労働者を受け入れら れるが、人単位の上限が あるので、3年後には派遣 契約打ち切りとなる。 |
| 11 | 男性 | 一般・倉庫 業務(ピツ キング) | 半年契約 を3年継続 中 手取り月 額13万円 | 3年前から派遣労働者として勤務。半年契約の途中で解雇。 | 解雇されたのに、解雇通知書も 理由書も何も出してくれない。派遣 元に理由書を出してというと、 「解雇に値しないので出せない」 という意味不明の回答。 労働局にあっせん申請したが、派遣 元があっせんの手続参加を拒 否。 | 派遣労働者同士のトラブル で解雇されたが、相手の派遣 労働者に責任があり、解 雇はどう考えても無効。 |

| | | | | | | |
|----|-------|--------------------------------|---|--|--|--|
| 12 | 40台男性 | 専門・建築設備運転、点検、整備(15号)(ビルメンテナンス) | 月額20万円 | かつて正社員だったがリストラになり派遣労働をして5～6年になる打ち切りの経験はなし | 派遣法が改正されるとどうなるのか？ 3年で派遣契約を打ち切られるなどまったく知られていない。非常に困る。大きなビルで、6人ぐらいでメンテナンスをしている。3年たっても5年たってもまだまだ分からないことがある。キャリアアップのために職場を変えるなんてとんでもない発想だ。大迷惑だ。法改正は絶対止めてほしい。 処遇が低いから、ビルメンテナンスのほかに、空いた時間に日雇い派遣を入れている。日雇いの仕事が減って困っている。 | 改正法が通ったら一律に3年で全て切られることになるから、同じ派遣先で続けることは不可能。 |
| 13 | 50代男性 | 専門・建築設備運転、点検、整備(15号)(ビルメンテナンス) | 手取り20万・1年契約 | 1年契約を更新して8年働いている打ち切りの経験はない。 | 正社員になりたい。 処遇が悪い。正社員の給与の半額である。若い者だと月給(総支給額で)20万に満たない者もいる。 法改正が通ると、3年後に派遣切りになってしまうのか？それは本当か？自分の場合は、平成28年3月末に今の雇用契約が切れるので、それ以降は3年しか働けないことになる。大問題だ。とんでもない。仕事がなくなるのだけは勘弁してほしい。 | 改正法が通ったら一律に3年で全て切られることになるから、同じ派遣先で続けることは不可能。 |
| 14 | 44歳女性 | 専門・OAインストラクション(23号) | 時給1750円。前の職場よりはマシ。でも、リーマンショック前は時給1800万円あった。 | だいぶ前から派遣労働をしている。今度の現場は3ヶ月契約を更新中。昔、トライアルで1ヶ月の派遣期間で派遣されたが、レベルに合わないということで打ち切られたことがある。 | 法改正により3年で終わりにするのは勘弁してほしい。初めから3年で終わりと言われたら、次の仕事があるのか不安でたまらない。働きがいを感じるのが難しい。 キャリアアップというが、私たちの年代はスキルアップをしてきてそれを維持しながら生かす年代。3年ごとに新人としてやりなおさなくてはいけなくなるのはたまらない。できることなら正社員になりたいが、年齢が高いので諦め気味である。 独身、両親がすでに65歳を超えていて、いまは雇用先の理解があって仕事をしている。両親が引退した後の生活が大変不安である。 | 改正法が通ったら一律に3年で全て切られることになるから、同じ派遣先で続けることは不可能。 |

| | | | | | | |
|----|----------------|---------------------|---------|---|--|---|
| 15 | 47歳女性 | 専門・秘書(7号) | 時給1600円 | 15年前から秘書業務に従事してきた。前職場の派遣期間が満了したため、現在は市役所で一般事務(窓口業務)に従事しているが、今年9月末までの短期。今後も秘書業務で長期に働きたいという希望 | 秘書業務を長期に続けたいと思っている。今回の法改正で人単位で3年で打ち切りにされるのは本当に困る。いま47歳であるが、3年で打ち切られると50歳をすぎる。50歳をすぎてから一から新しい職場を探さねばならないのは耐え難い。できることなら正社員になりたい。年齢的にもう難しいのではないかと思うが。いまの市役所の窓口業務は、時給950円で低い。その後の秘書業務に従事したとしても、3年で打ち切りだけはやめてほしい。長期に安定して働きたい。 | 改正法が通ったら一律に3年で全て切られることになるから、同じ派遣先で続けることは不可能。 |
| 16 | 40代女性(夫からの相談) | 専門・事務用機器操作(5号) | | 24年7月から派遣を始めた | 今回の法改正で3年しか働けないので、今年27年7月までで打ち切りと言われている。どうすればよいのか。もし、法改正がなければずっと働けるのか。たとえ、従来のみで派遣を続けることができても、正社員にはなれないのか。 | 専門26業務であれば、法改正がされないなら3年できられることなく同じ派遣先の業務で働き続けることはできる。残念ながら、法制度上義務付けられていないので、正社員になることはできない。 |
| 17 | 40歳女性(母親からの相談) | 専門・OAインストラクション(23号) | | 正社員になれないから、10年前から派遣でパソコンのインストラクターをやっている。 | テレビを見て知ったが、今回の改正法で専門業務も3年で今の派遣先の仕事を失うということだと、娘と老夫婦でいっしょに暮らしているが、私たちは年金暮らしで不安だ。こんな大切なことを何でマスコミは報道しないのか。私たちの生活に直接かかわることなのに。政府の圧力でもあるのか。 | 改正法が通ったら一律に3年で全て切られることになるから、同じ派遣先で続けることは不可能。 |
| 18 | 派遣元業者 | 専門・機械設計(2号) | | 二十数人の技術者を長年一つの派遣先に派遣してきている。40代50代の人たちばかり。派遣先でその仕事を長年やっているからこそ評価されて使用してもらっているのに、派遣法が改正されて3年で一律に切られるとすれば、次の職場がない。紹介しようと思っても、その人たちは逃げ道(職場)がない。 | 政府は、正社員にしてみようという派遣元が派遣先に依頼すると言っているが、派遣先は100%正社員にしてくれない。今のうちの派遣社員は全員が路頭に迷うことになる。世間知らずもいいところ。大悪法である。うち二十数名だが、他の専門業務の派遣労働者も職を失うことになる。何万人が雇用を失うことになるのか分からない。大失業になる。派遣先が正社員にしてくれるのは30代前半、30歳近辺しかない。何とかしてあげたいが、どうすればよいか。 | 改正法を前提とするなら、派遣元が派遣労働者を有期でなくて無期雇用するしかない。しかし、改正法は雇用安定措置として派遣元が無期雇用することを義務付けるものではないので、救うことはできない。 |

| | | | | | | |
|----|-------------|----------------------|-----------------------|---|---|--|
| 19 | 女性 | 専門・ソフトウェア開発(1号)(SE) | 無期雇用 | 10年以上前からSEとして派遣労働に従事してきた。今回、派遣先から業務が無くなったとして5月末で派遣を打ち切れ、派遣元からもこれを理由に整理解雇された。 | 長い間、派遣労働に従事してきたが、突然派遣を打ち切られた。 | 派遣契約が打ち切られたとしても、直ちに派遣労働契約について解雇する理由にはならないのに、これを解雇している。 改正法が成立すれば、3年で派遣契約を打ち切られてしまう。 |
| 20 | 35才・女性 | 専門・OAインストラクション(23号) | 時給1,750円、雇用期間3ヶ月更新 | 3年前から派遣で働き、今の仕事は3ヶ月更新で合計1年になる。会社は今のところ、改正派遣法案に対しては様子見だが、改正法が通ったら雇い止めされそうで不安である。 | 正社員になりたいが、実際には周りに正社員になった人はいない。フルタイムで働いても手取りが月額20万円ちょっと。退職金もないし、ボーナスもない。それでいて、改正法は3年経ったら雇い止めされそうで、今後の生活が不安だ。 | 派遣労働者の処遇が改正派遣法案では改善されないまま、雇用は不安定になるばかりで、労働者に不安を与えているだけである。 |
| 21 | 年齢不明・男性 | 専門・放送番組等演出(4号)(番組編集) | 有期雇用 | 2、3年前から派遣で働いている。会社の上司が派遣会社を作り、派遣元会社に転籍させられた。 | 2、3年前から派遣労働として勤務。法改正がされたら、3年で雇い止めされるのではないかと不安だ。 | 派遣労働者の処遇が改正派遣法案では改善されないまま、雇用は不安定になるばかりで、労働者に不安を与えているだけである。 |
| 22 | 39才・男性・単身居住 | 一般・倉庫業務 | 有期雇用(3ヶ月更新)、賃金月額約20万円 | 有期雇用3ヶ月で派遣労働者として勤務を始めたが、1回も更新されないうちに雇い止めされそう。理由は能力不足と抽象的に言われているだけで、具体的な中身はない。 | 雇用が安定しない。年齢を理由に採用が断られてしまう。新人の派遣社員に対する教育的措置も何もない。あっても形だけである。キャリアがつかめない。派遣法が改正されても実効的なキャリアアップ措置になるとは到底おもえない。 | 改正派遣法案でも、雇い止めの危険は変わらず、他方で、キャリアアップ措置も実効性がないと派遣労働者の実態として感じている。 |
| 23 | 男性 | 一般・一般事務 | 有期雇用(3ヶ月更新) | これから派遣労働を始める。 | これから派遣労働として勤務を開始する予定であるが、就労条件が不明確で、労働条件の明示を書面でお願いしても出してくれない。 | 労働条件の明示義務違反。 |

| | | | | | | |
|----|-------------|---------------------|----------------------|--|---|--|
| 24 | 46才・男性 | 専門・OAインストラクション(23号) | 有期雇用(1年) | 3年前から1年契約更新されて派遣労働者として働いてきた。 | 改正法案は、専門26業務について3年で雇い止めされそうで不安だ。不安定雇用は変わらないまま、派遣労働者を増やすことには絶対反対。 | 派遣労働者の処遇が改正派遣法案では改善されないまま、雇用は不安定になるばかりで、労働者に不安を与えているだけである。 |
| 25 | 女性 | 専門・研究開発(17号)(治験事務) | 有期雇用(1~3ヶ月更新)、月約20万円 | 8年前から1~3ヶ月の有期雇用を反復継続して派遣労働者として勤務してきた。 | 長年働いていたがスキルアップはできない。今回の派遣法改正案が通ったら、専門26業務について、3年で雇い止めされそうで不安だ。 | 派遣労働者の処遇が改正派遣法案では改善されないまま、雇用は不安定になるばかりで、労働者に不安を与えているだけである。 |
| 26 | 40代男性 | 一般・製造 | 時給1000円 | 10年以上前から働いていたが、長時間労働により体調を崩し入院。派遣契約を打ち切られた。 | 時給が低い。派遣先には逆らえないので、長時間働いた。派遣を打ち切られる、ゴミのように捨てられる。 | 低処遇である。長時間労働により体を壊すと派遣契約が打ち切られてしまう。 |
| 27 | 40代男性 | 一般・接客 | 日額1万~1万2000円 | 20代で正社員であったが、リストラで解雇された。30代以降は日雇い派遣をして食いついまいできた。 | 仕事がない。正社員になりたいが働き口が見つからない。現在の派遣先の仕事だけでは生活できない。単発の仕事を入れたいが、日雇い派遣が制約され、生活に困っている。 | 正社員になりたいが、仕事が見つからない。低処遇のため、一つの派遣先の仕事では生活できない。 |
| 28 | 男性 | 一般・物流 | | 派遣労働者として物流の現場に派遣されて働いてきたが、体を壊した。 | 物流現場に派遣されて働いてきたが、労働時間が過酷で体を壊して入院した。障害者認定を受け、作業所で現在訓練中である。はやく職場復帰したいが、普通の働き口はない。障害者雇用枠で派遣先が見つかったが、労働時間も制限されており、とても生活できない。 | 低処遇のため、生活できる賃金が得られない。 |
| 29 | 40代・女性・家族なし | 専門・ソフトウェア開発(1号) | 時給は1000円程度。 | 60社も面接してやっと長く働けるところを探せた。 | 派遣は賃金が安いから使っている。年寄りの技術者なんて誰も雇ってくれない。60社も面接してやっと長く働けるところを探せた。今回のような改正がされれば、やっと探した派遣先(働く場所)を失ってしまう。このままだと、親の葬式代も出ない。派遣元は派遣先に対して賃上げ交渉などしてくれないし、守ってくれない。私の雇用はどうしてもらえるのか。今回の改正には反対だ。 | 専門業務の経験があっても、年齢により派遣先が見つからない。改正法が成立すると、3年で派遣が一律に打ち切られて失職してしまう。 |
| 30 | 30代・男・家族無し | 一般・製造 | 月額25万円・1か月契約 | 2014年12月から1か月の契約期間で派遣されていた。2015年1月に交通事故に遭い5か月働けず、派遣打ち切られた。 | 派遣期間中に交通事故に遭い、5か月間就労不能に。医師の診断により復職可能となったので、新たな派遣先を探しているが、10日たっても仕事がない。次の仕事が見つかるか不安。派遣先が次の仕事を見つけてくれるといったが、なかった。 | 事故に遭った場合、派遣契約を打ち切られてしまう。次の仕事を探すのも困難である。登録型が常用型か自分では分からない様子だった。 |

| | | | | | | |
|----|------------|----------------|---------------------------|---|--|--|
| 31 | 40代・女・家族有り | 一般・事務(IT) | 月額20万円弱 有期(1年未満) | 育児のため前職を退職。 1年前から派遣で働き始めた。 交通事故で靱帯を損傷し、現在休業中(私傷病) | 今回の改正では逆に派遣社員のキャリアが積みなくなると思う。年齢が高いので正社員としても雇ってもらえず、キャリアも積めないとなるとどうしたらいいのか。安定した雇用じゃないとキャリアを積みない現実を分かってほしい。 | 中高年の派遣労働者は派遣先を見つけるのが困難である。 |
| 32 | 48歳・女性 | 一般・製造(品質管理) | 有期 | 直雇用をはさみながら製造業派遣を14年間、同一現場で働いている。 | 直雇用などを挟みながら同じ仕事を14年間やっている。 正社員になりたい。 改正法によって、人単位の派遣期間制限が入ることにより3年後に派遣契約を打ち切られるのではないかと不安。 今48歳で、そのときは50歳を超えており年齢も高く仕事は見つからない。 雇用安定化措置というが、現場の感覚から、正社員登用してもらえとは到底思えない。 | 派遣期間の脱法がなされている典型。 直用を実現させてあげる必要がある。 改正法がとおれば、派遣契約を打ち切られてしまう。 中高年の派遣労働者が派遣先を見つけるのは困難である。 |
| 33 | 50歳・男性 | 一般・不明 | 無期 | 平成26年11月から派遣で働いている。 | 愛知県の事業所に派遣されているが、6月から富山県か福岡県への異動を命じられている。 | |
| 34 | 50代女性 | 専門・放送機器等操作(3号) | 有期(5年)・ 年収は300万円に届かない。 | 同じ職場で約10年になる。 | 正社員になりたいと要望しているが、直接雇用してもらえないという話はない。 雇用期間は5年間の有期雇用。 派遣先の上長に「できれば、働き続けたいです」と伝えたが、このままていくと2019年に雇い止めになる。 同じ仕事をする正社員より経験があるが、賃金は5~6倍の差がある。ボーナスもない。年収は税込でも300万円に届かない。 どこかで道が開かれると思って頑張ってきたが、派遣法は改正のたびにどんどん悪くなる。 今回の法改正がとおると、3年で打ち切られてしまう。新しい派遣先が見つかるか大変不安。 他の部署ならば同じ会社で派遣が続けられるということだが、おそらくそのときは年齢があがり、若い人がいいという判断になってしまいうだろう。直接雇用を求めたり、新しい職場を見つけるのは努力義務なので、全く意味がない。 なんの保証にもならない。 | |
| 35 | 女性・シングルマザー | 専門・不明 | 不明 | 不明 | シングルマザー。昨年夏から少しでも長く働ければと思って派遣で働きはじめた。 本当は正社員が良かったが仕事は見つからない。 3年後正社員にしてもらえるとは現場の感覚からすると、考え難い。 正社員の採用は、面接してもらっても相手にされなかった。切られたらどうやって生活していったらいいのか。 | 改正法により3年で派遣を打ち切られる。 |

| | | | | | | |
|----|--------|-----------------------------|-------------|-----------------------------------|---|--|
| 36 | 女性 | 専門・事務用機器操作(5号) | 有期更新 | 15年間同じ職場で派遣で働いている。 | 改正されたら3年で辞めてもらうと既に通告されている。派遣会社も何もしてくれない。改正前から既に切ることを派遣先も決めてしまっている。雇用安定措置など意味がない(派遣会社に聞いてもダメ) | |
| 37 | 男性 | 契約社員 | 有期 | | 雇い止めの相談 | |
| 38 | 女性 | 専門・テレマーケティング(24号)(電話オペレーター) | 3年弱・有期3ヶ月更新 | | 一度は契約社員になることを現場課長から打診されたが、派遣先人事部から拒否された。代わりに自分より経験のない人を採用している。派遣先が、派遣労働者を正社員に登用するとは思えない。今でも派遣を切られるか不安なのに、将来改正されたら、本当にどうしたらいいか。 | |
| 39 | 50代・男性 | 不明 | 不明 | | 正社員になりたい。派遣はもっと厳しく規制しなければダメ。気持ちを伝えたかった | |
| 40 | 40代・女性 | 求職中・一般派遣経験あり | 有期 | 一般業務の派遣で働いていたが、仕事がなくなると派遣を打ち切られる。 | 正社員になりたいが、派遣の仕事しか見付からず困っている。派遣であってもできるだけ長く働きたいが、改正で3年で切られると困る。派遣では待遇が低く生活するのがギリギリ。派遣は賞与もないし蓄えがないので、仕事が切れると生活が困窮する。3年で正社員にしてもらえるとどうい思えない。これが派遣で働いていた人間の実感。 | |